

育児時短勤務手当金請求に係る添付書類一覧

1 請求時に添付する書類

| 確認する要件 | 必要書類 |
|----------------------------------|---|
| 育児時短勤務をしていること | ・事業主から発出された辞令等、育児時短勤務をしていることがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出に係る子が2歳に満たないこと（初回請求時のみ） | ・母子健康手帳（出産日については出生届出済証明の部分）、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）等、子との関係と年齢がわかる書類の写し ※育児休業（支援）手当金等で添付してある場合、不要です。 |

2 最終請求時に添付する書類

| 確認する要件 | 必要書類 |
|---|---|
| 育児時短勤務の申出に係る子が2歳に達する前に本来の所定の勤務時間へ復帰したことが確認できる所属所長の証明等、子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したことがわかる書類の写し | ・本来の所定の勤務時間へ復帰したことが確認できる所属所長の証明等、子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出をした組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったこと | ・辞令等、産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出をした組合員について新たな育児時短勤務をする期間が始まったこと | ・辞令等、新たな育児時短勤務をする期間が始まったことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出に係る子と同居しないこととなったこと | ・住民票等、子と同居しないこととなったことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出に係る子と離縁又は養子縁組の取消（養子の場合）をしたこと | ・離縁届受理証明書等、子と離縁又は養子縁組の取消をしたことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出に係る子が他の者の養子となったこと | ・戸籍謄本等、子が他の者の養子となったことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出に係る子が亡くなったこと | ・戸籍謄本、死亡診断書等、子が亡くなったことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出に係る子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したことがわかる書類の写し | ・辞令等、子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出をした組合員について、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組の成立について請求した家事審判事件が、特別養子縁組の成立の審判が確定することなく終了したことがわかる書類の写し | ・審判が確定することなく終了したことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出をした組合員について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定によりなされた同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたことがわかる書類の写し | ・里親等委任措置解除通知書等、養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたことがわかる書類の写し |
| 育児時短勤務の申出をした組合員について、疾病、負傷又は身体条若しくは精神上的障害により、育児時短勤務の申出に係る子を養育することが出来ない状態になったことがわかる書類の写し | ・医師の診断書等、子を養育することが出来ない状態になったことがわかる書類の写し |

(202505)

※その他、共済組合が必要に応じて書類の提出を求める場合があります。